

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）
で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊

し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・印かん・標識
交付証明書を持参し、役場税務課
で手続きをしてください。

購入したら

印かん・販売証明書または譲渡証
明書を持参し、15日以内に役場税
務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった
場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自 動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局

自動車検査登録事務所

軽二輪自動車（126ccから250cc）

愛知県軽自動車協会小牧分室

家屋調査にご協力を

平成29年1月2日以降に完成（新築・増築）した物件については、平成30年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、来年度の固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査時には、家の中に入らせていただき、図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-11113



平成 29 年分の確定申告から、 医療費控除は領収書が提出不要

となりました。

領収書の提出の代わりに、

「医療費控除の明細書」の添付

が必要となりました。

明細書の様式は国税庁ホームページからダウンロードしてください。（<http://www.nta.go.jp/>）

※ 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※ 経過措置として、平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、これまでと同様に医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

問合せ先 小牧税務署 ☎0568-72-2111

確定申告、町・県民税申告の注意点

▽扶養控除

扶養控除には所得の制限がありません。前年の合計所得金額が38万円を超える方は、被扶養者にはできませんのでご注意ください。また、2人以上が同一人を重複して扶養控除の対象とすることもできません。

▽障害者控除等

障害者控除、寡婦（夫）控除の適用漏れにご注意ください。前年に

申告した控除が引き継がれることはありません。

▽住宅ローン控除

住宅ローン控除の適用を受けられる方は、1年目は必ず3月15日までに確定申告をしてください。期限を過ぎますと住民税の住宅ローン控除は受けられません。また、2年目以降も、勤務先の年末調整で住宅ローン控除をされない方は3月15日までに確定申告をしてください。

問合せ先 税務課

☎95-11112